

報道関係者 各位

平成27年12月4日

【照会先】

秋田労働局労働基準部 健康安全課
課長 齋藤孝一
(電話) 018-862-6683

死亡災害の急増に対する緊急対策の実施

～労働災害防止団体などへの緊急要請及び林業安全パトロールの実施～

秋田労働局長（局長 小林泰樹）は、本年の死亡災害が大幅に増加していることを踏まえ、死亡災害等が多発傾向にある年末・年始を迎えるに当たり、多発業種である建設業の労働災害防止団体等に対し、死亡災害の撲滅に向けた緊急要請を行い、また、林業現場における秋田労働局長及び林業労働災害防止協会秋田県支部長による林業安全パトロールを行います。

【労働災害の現状】

本年の秋田県の労働災害発生状況をみますと、10月末日時点で休業4日以上之死傷者数が速報値で717人と前年同期比で70人の減少となっておりますが、一方で、死亡災害は、ほぼ毎月発生し、11月末日現在で17人と、前年同期比で11人の増加となっており、前年を大幅に上回って推移しています。

平成18年から平成27年までの過去10年間の死亡災害の発生状況において、多発した平成25年の22人、平成18年の20人に次ぐ状況であり、非常に憂慮すべき事態となっております（別添1「労働災害発生状況の推移（秋田県）」参照）。

本年の死亡災害発生状況をみますと、業種別では、建設業で10人、次いで林業で2人となっており、この2業種で全体の7割を占めています。建設業での死亡災害10人のうち、木造家屋建築工事業で5人となっており、全体の約3割を占めており、被災者の中には被災時の作業に関し全くの未経験であった災害も見受けられます。

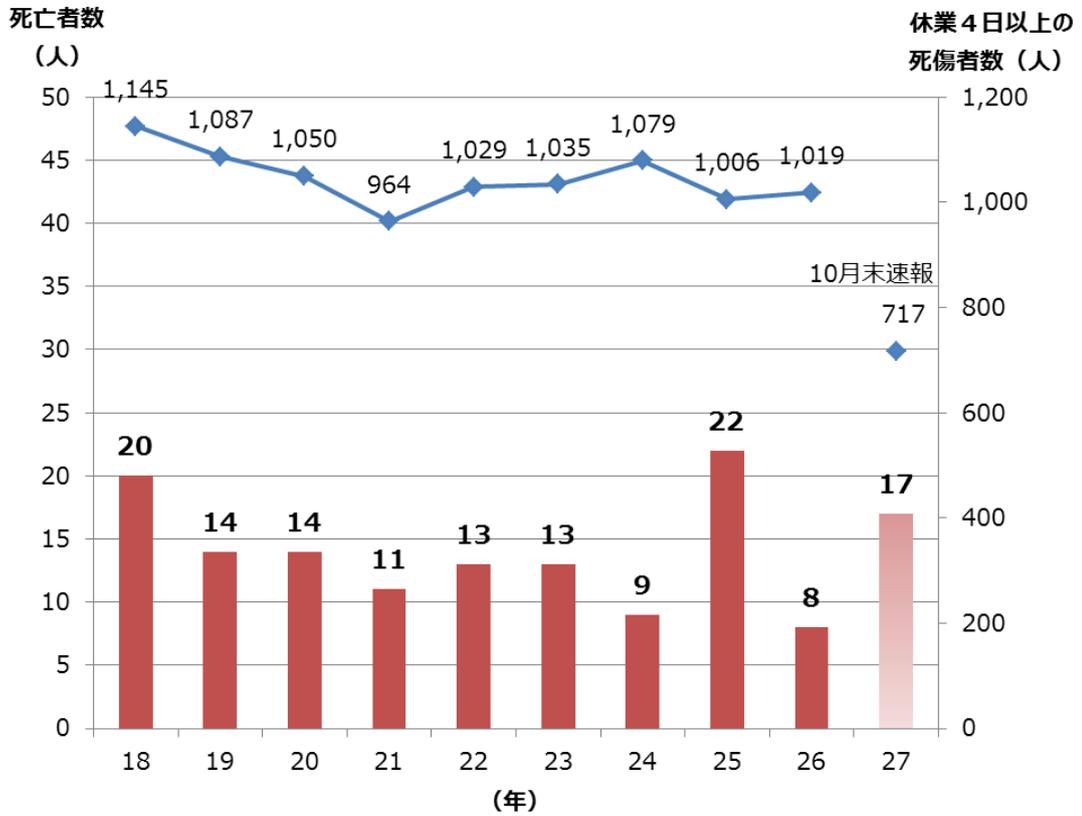
事故の型別では、「墜落・転落」が9人と最も多く、移動式クレーンの転倒など重機に起因した労働災害も発生しており、また、事故の起因物別では、建物の新築工事現場に設置した足場、建築中の建物の屋根上、はしご上、雪下ろし中の建物の屋上、法面など高所作業場所によるものが全体の半数以上を占める状況となっております（別添2「平成27年 死亡災害発生状況（11月末日現在）」参照）。

このような状況を踏まえ、秋田労働局では、死亡災害の多発業種である建設業と林業に対し緊急対策を実施します。

建設業対策では、「墜落・転落」及び「重機」災害の防止対策の徹底のため、死亡災害等が多発傾向にある年末・年始を迎えるに当たり、特に屋外で作業が多くなる業種別事業者団体をはじめとした労働災害防止団体等に対して、緊急要請（別添3「死亡災害撲滅に向けた緊急要請（概要）」参照）を行います。

林業対策では、本年中に県内の林業現場において、秋田労働局長及び林業労働災害防止協会秋田支部長による林業安全パトロールを実施します。

労働災害発生状況の推移（秋田県）



注1) 平成27年は速報値（死傷者数：10月末日現在／死亡者数：11月末日現在）である。
 注2) 平成25年の死亡者数には、由利本荘市での土砂崩壊災害による死亡者5人を含んでいる。

(出典：秋田労働局 労働者死傷病報告、死亡災害報告)

平成27年 死亡災害発生状況（11月末日現在）

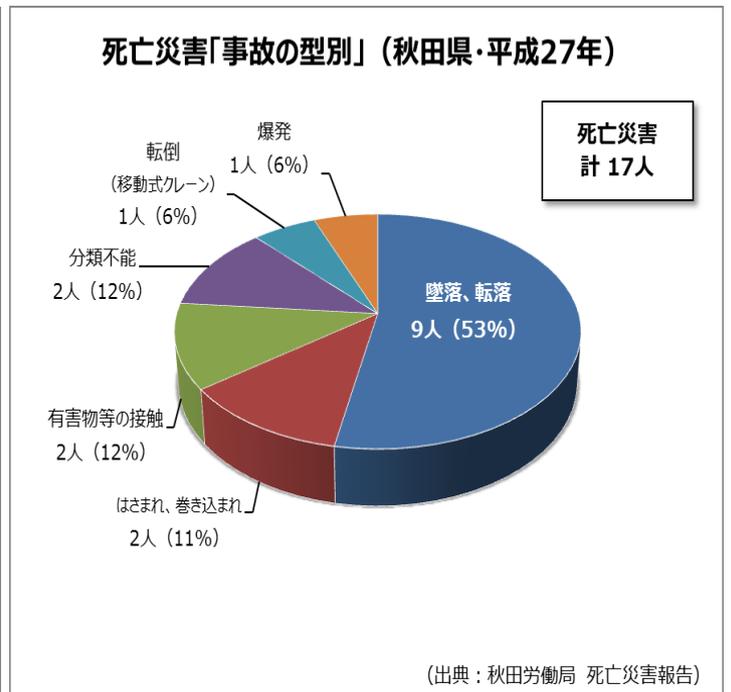
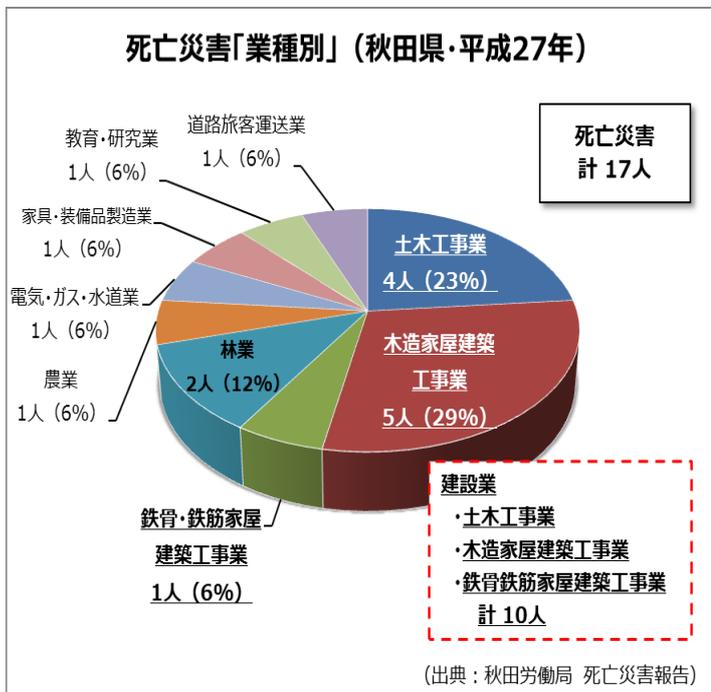
秋田労働局

No	署別	発生日	業種名	年齢 経 験 (○年以上 ○年未満)	事故の型	起因物	発 生 状 況
1	大曲	1月	その他の研究教育業 (12-1-9)	50歳代 (1~10年)	墜落、転落	建築物、 構造物	RC造2階建て校舎の雪下ろし作業のため、1人で約10mの高さの校舎屋上にて雪庇を降ろそうと端部に近づいたところ、屋上の端部に積もった雪庇（屋上端部より約70cmせり出した状態）と共に約10m下のアスファルト地面に墜落し死亡した。
2	横手	2月	その他の土木事業 (3-1-99)	60歳代 (30~40年)	墜落、転落	はしご等	排水路の整備工事において、排水路内の中央を矢板（高さ約2m）で締切した左岸側の工事箇所から矢板越しの排水路（右岸側）に排水するために、矢板に設置した梯子上で排水ポンプのホースを矢板越しに設置しようとしていたとき、梯子の重心が傾き、梯子と共に右岸側の排水路に転落し頸椎損傷により死亡した。
3	大館	2月	鉄骨・鉄筋 コンクリート造家屋建 築工事業 (3-2-1)	40歳代 (20~30年)	爆発	可燃性のガス	建設工事現場で、鉄筋の圧着作業に使用するためトラックの荷台上に積んでいたガスボンベからアセチレンガスのホースが外れ、漏れたガスが爆発し、作業員4名が被災し、うち1名が死亡した。
4	大曲	3月	水道業 (1-16-3)	40歳代 (1~10年)	有害物等 との接触	有害物	温泉供給設備において、源泉から200m離れた引湯管のエア抜き管設置箇所（積雪約2mのなかに掘った雪穴：縦1m×横1.8m×深さ2m）の中でエア抜き管の詰まりの点検作業中、事業主と作業員が倒れ、その救助に当たった市企業局職員も含め計3名が硫化水素中毒により倒れて死亡した。
5			上下水道工 事業 (3-1-10)	60歳代 (10~20年)			
6	横手	3月	河川土木工 事業 (3-1-7)	40歳代 (30~40年)	分類不能	起因物なし	現場で使用した発電機などの機材片付け作業のため、積載型トラッククレーンへの積み込み作業を行っていたが、トラック荷台下の道路上に倒れているところを通行人に発見され、救急搬送されたものの、翌日、くも膜下出血により死亡した（過重労働によるもの）。
7	本荘	6月	農業 (6-1-1)	80歳代 (10~20年)	はさまれ、 巻き込まれ	その他の一般 動力機械	りんごの果樹園において、農業用高所作業車を用いてりんごの摘果作業中、当該高所作業車の搬器の手すりとりんごの木の枝（直径約12.5cm、枝の高さ約1.3m）の間に頸部を挟まれ死亡した。
8	大館	7月	砂防工事 (3-1-8)	50歳代 (20~30年)	墜落、転落	地山、岩石	道路沿いの法面補強工事現場において、法面（勾配約45度）でラス張りのアンカーピンの打込作業中、被災者は転落防止のロリップを親綱から外した時に、法面を約40m転落し死亡した。
9	大曲	7月	木造家屋建 築工事業 (3-2-2)	70歳代 (0年)	墜落、転落	屋根、はり、 もや、けた、 合掌	木造平屋建て作業小屋の増築工事において、屋根上で垂木に野地板を取り付ける作業中、屋根上（高さ約3m）から土の地面に墜落し死亡した。
10	大館	8月	木造家屋建 築工事業 (3-2-2)	60歳代 (40~50年)	墜落、転落	足場	木造平屋建ての倉庫新築工事現場において、外壁下地に貼るシートを固定するため、仮設足場（高さ3.66mの2段目）でしゃがんで作業していたところ、バランスを崩し、足場と建物の間へ墜落し、死亡した。
11	大館	9月	ハイヤー・ タクシー業 (4-2-1)	60歳代 (1~10年)	分類不能	分類不能	タクシーに乗務中、客の求めに応じて指示された駐車場に駐車したところ、乗客の男性に刃物のような凶器で脅され、現金を要求された後に当該凶器で腹部を刺される等により死亡した。
12	大曲	9月	木材伐出業 (6-2-1)	60歳代 (50~60年)	墜落、転落	立木等	私有林の広葉樹（けやき）を伐倒するため、高さ10.7mの箇所に登り枝切り作業中、次の枝を切るため少し高いところに登ろうと、立木に回した安全帯（規格外）のランヤードのロープ部分をズリあげ等していたところ、安全帯のベルトのバックル部分が外れて転落し死亡した。
13	大館	9月	木造家屋建 築工事業 (3-2-2)	60歳代 (40~50年)	墜落、転落	足場	木造2階建て住宅新築工事現場において、軒天の塗装作業中、仮設足場を歩行しているとき、足場（高さ3.09mの2段目）で2枚敷きの布板のうち、1枚が取り外された状態の部分があり、その開口部分から墜落し、死亡した。

No	署別	発生日	業種名	年齢 経 験 (○年以上 ○年未満)	事故の型	起因物	発生状況
14	横手	10月	木材伐出業 (6-2-1)	40歳代 (10~20年)	墜落、転落	地山、岩石	現場内の山林において、被災者はドラグ・ショベルを使用し作業道の造成及び整地作業中、谷側のクローラ部分の作業道が崩れたなどにより、同作業道から約15m下の崖に転落し運転席を下にした状態で立木に引っかかり停止していたものの、支えていた立木が折れさらに50mほど転落し、死亡した。
15	大館	10月	木造家屋建築 工事業 (3-2-2)	60歳代 (40~50年)	墜落、転落	足場	住宅の外壁張替工事現場において、地上から3段目の足場上(高さ5.4m)で窓枠のコーキング作業を行っていたところ、バランスを崩し足場内側と建物の間(間隔47cm。足場内側の手すり等の墜落防止措置なし)から2段目の布板に激突し、その後地面に墜落し、死亡した。
16	大曲	11月	木造家屋建築 工事業 (3-2-2)	30歳代 (10~20年)	転倒	移動式 クレーン	木造2階建て住宅新築工事現場において、被災者は車両積載形トラッククレーン(ブーム角度:50度、作業半径:6m、アウトリガー:最小張り出し)を使用し、結束した木製土台41本(約700kg)を2本のスリングロープで玉掛けし吊り上げブームを旋回中、クレーンが転倒し、クレーンで操作していた被災者がクレーンと地面に積まれた足場材に挟まれ、死亡した。
17	秋田	11月	木製家具製 造業 (1-5-1)	40歳代 (10~20年)	はさまれ、 巻き込まれ	その他の 動力運搬機	テーブル用天板部材の製造工程において、プレスで張り合わせた板材をテーブルリフターへ搬送するための機械から隣接するテーブルリフターに送給する際、板材のうち1枚の板が当該機械内に落下したため、板材を拾おうとして機械内に立ち入って頭部を上げたところ、スライドしてきた搬送用の爪部と本体の水平材との間に頭部を挟まれ、死亡した。

注)「業種名」欄の網掛け部分は、建設業を示している。

(参考) 平成27年 死亡災害の内訳グラフ



死亡災害撲滅に向けた緊急要請（概要）

秋田労働局長（局長 小林泰樹）は、「死亡災害撲滅に向けた緊急要請」を下記1の建設業に係る団体等に対して行います。

秋田労働局では、死亡災害等が多発傾向にある年末・年始の本年12月から来年2月までの期間を「死亡災害撲滅のための労働災害防止対策特別強化期間」と位置付け、今般の死亡災害が急増している現状を踏まえ、下記1の労働災害防止団体等に対し、会員事業場の経営トップが率先し、下記2の事項について重点的に取り組み、確実に履行させるよう要請を行います。

記

1 緊急要請対象の関係団体

(1) 労働災害防止団体

- ・建設業労働災害防止協会秋田県支部

(2) 使用者団体

- ・秋田県建設技能組合連合会

(3) 労働者団体

- ・秋田建築労働組合

(4) 業種別事業者団体

- ・一般社団法人秋田県建設業協会
- ・秋田県建造物解体工事業協会
- ・秋田県鐵構工業協同組合
- ・秋田県塗装業組合連合会
- ・全国管工事業協同組合連合会秋田県支部
- ・秋田県電気工事工業組合
- ・秋田県板金工業組合
- ・秋田県空調衛生工事業協会

2 重点的取組事項

(1) 安全衛生管理体制の整備

- ① 現場着手前のリスクアセスメントの実施及び作業開始前のKY活動の徹底
- ② 現場責任者による巡視及び点検の実施

(2) 墜落・転落災害の防止

- ① 高さ2メートル以上の箇所での作業時の手すり等を講じた作業床の設置及び作業床を設けることが困難な場合の安全帯の使用や防網の設置の徹底
- ② 開口部の養生及び危険箇所の表示

(3) 車両系建設機械、移動式クレーンなど重機による労働災害の防止

① 車両系建設機械

- ア 作業計画の作成による安全作業の確保と有資格者による運転操作の徹底
- イ 立入禁止区域の明確化及び立入禁止区域に立ち入る際の運転停止の徹底
- ウ 機械との接触及び機械の転落等の防止のための誘導者の適正配置

② 移動式クレーン

- ア 作業計画の作成による安全作業の確保及び有資格者による運転操作の徹底
- イ 過負荷とならない機種選定、軟弱地盤の補強等水平・堅土な地盤の確保並びにアウトリガーの最大張出しの徹底
- ウ 適正な玉掛け用具の選定及び使用の徹底